

第 70 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の施行及び国家公務員について講じるとされている措置を踏まえ、本県職員についても時間外勤務命令を行うことができる上限を定める等の措置を講じるため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。